

札幌市情報共有システム実施要領 新旧対照表		
改定前	改定後	備考
<p><b>札幌市札幌市情報共有システム実施要領（土木工事）</b></p> <p>（目的） 第1条 札幌市が発注する土木工事において、情報共有システムを使用するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の定義） 第2条 実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 （略）</p> <p>（対象工事） 第3条 札幌市が発注する全ての土木工事（設計金額250万円超）を対象とする。 （略）</p> <p>（システム） 第4条 使用するシステムは、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとする。なお、工事着手日における最新版を適用する。 （略）</p> <p>（工事帳票） 第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、土木工事共通仕様書で定義する書面として認めるものとする。 （略）</p> <p>（納品） 第6条 システムで処理された工事帳票については、電子媒体（DVD-R等）により発注者へ提出することを原則とする。なお、提出にあたっては札幌市「電子納品に関する手引き」によること。</p> <p>（検査） 第7条 システムで処理された工事帳票については、電子媒体での検査を原則とする。</p> <p>（その他） 第8条 第4条にある国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」について、下記の国土交通省ホームページ、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況の関連資料」にあるものとする。 （略）</p>	<p><b>札幌市札幌市情報共有システム実施要領（土木工事）</b></p> <p>（目的） 第1条 札幌市が発注する土木工事において、情報共有システムを使用するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の定義） 第2条 実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 （略）</p> <p>（対象工事） 第3条 札幌市工事施行規程第2条第1号に規定する土木工事を対象とする。 （略）</p> <p>（システム） 第4条 使用するシステムは、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとする。なお、工事着手日における最新版を適用する。 （略）</p> <p>（工事帳票） 第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、土木工事共通仕様書で定義する書面として認めるものとする。 （略）</p> <p>（納品） 第6条 システムで処理された工事帳票については、電子媒体（DVD-R等）により発注者へ提出することを原則とする。なお、提出にあたっては札幌市「電子納品に関する手引き」によること。</p> <p>（検査） 第7条 システムで処理された工事帳票については、電子媒体での検査を原則とする。</p> <p>（その他） 第8条 第4条にある国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」について、下記の国土交通省ホームページ、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況の関連資料」にあるものとする。 （略）</p>	<p>変更</p>

札幌市情報共有システム実施要領 新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>附 則 この要領は、令和6年4月1日から適用する</p>	<p>附 則 この要領は、令和6年4月1日から適用する</p> <p>附 則 この要領は、令和8年4月1日から適用する</p>	<p>追加</p>